

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第8条の5関係）			別表第1（第8条の5関係）		
	区 分	金 額		区 分	金 額
1 起重機	略		1 起重機	略	
	高松港コンテナターミナルのジブクレーン	14,000円（その年度において500時間を超えて使用する場合は、当該超過時間における使用にあっては、 <u>9,250円</u> ）		高松港コンテナターミナルのジブクレーン	14,000円（その年度において500時間を超えて使用する場合は、当該超過時間における使用にあっては、 <u>9,000円</u> ）
	詫間港コンテナターミナルの起重機	<u>10,180円</u>		詫間港コンテナターミナルの起重機	<u>9,900円</u>
2 ストラドルキャリア	<u>5,240円</u> （その年度において700時間を超えて使用する場合は、当該超過時間における使用にあっては、 <u>3,080円</u> ）	2 ストラドルキャリア	<u>5,100円</u> （その年度において700時間を超えて使用する場合は、当該超過時間における使用にあっては、 <u>3,000円</u> ）		
3 フォークリフト	<u>4,620円</u>	3 フォークリフト	<u>4,500円</u>		

附 則

- この規則は、平成26年5月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるものの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の別表第1の規定により計算した額とする。